

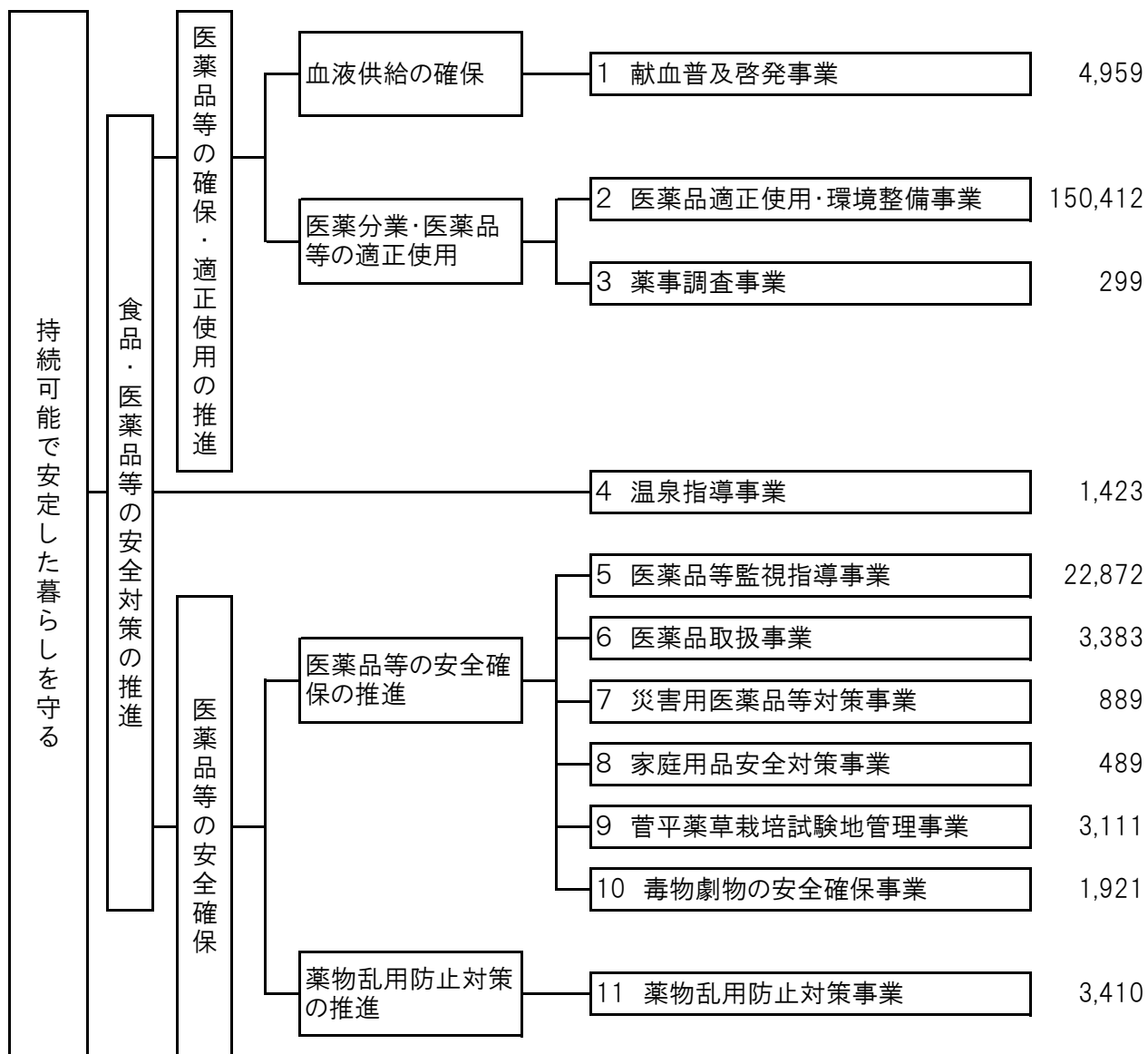
# 藥事管理課

(13) 薬事管理課

予算額(千円) R6年度 199,210 (一般財源 65,359)

【施策体系】

(予算額)



\* 地域医療介護総合確保基金(医療分野)補助金の新規募集のための予算

6,042

【事業概要(薬事管理課薬事温泉係)】

① 献血普及啓発事業

(根拠法令:安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)

【予算額及び内訳】495万9千円(一般財源495万9千円)

【予算の主な内容】献血推進ポスターの募集、リーフレット等啓発用資材の作成、ラジオスポット放送など

【目指す姿】

長野県内で使用される輸血用血液製剤等の原料として必要な血液量を県内の献血者血液により確保し、血液の安定供給を図る。

【現 状】

県内で必要となる血液は、概ね県内献血者による血液で確保できている。

献血者数は、横ばい傾向にあるが、50代以上の献血者が増加する一方、他の世代では減少、横ばい傾向が続いている。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 幅広い啓発の集中実施

(1) 全国一斉に展開される「愛の血液助け合い運動(7月)」「はたちの献血キャンペーン(1~2月)」に併せ、ディスプレイ広告(約10,000,000回、期間中)及びラジオスポット広告を行う(年2回、1局、1回20秒、2週間延べ14回)。

2 体験・実践の機会の提供

(1) 献血ルーム体験運動(県下3か所、各2~3日間)

最寄りに献血ルームがない地区に臨時の献血ルーム又は献血車を配置し、併せて啓発活動を行う。

(2) 定例献血スポットキャンペーン

集客力のある大型店(県下3か所)において、毎年同じ月と曜日(1か所あたり年3回程度)に献血バスを配車するとともに、ライオンズクラブ等の協力を得て会場周辺で啓発活動を行う。

3 若い世代への啓発の推進

(1) 長野県赤十字血液センターが実施している「献血セミナー」の活用

(2) 高校生及び新成人向けリーフレットの作成・配布

(3) 県内プロスポーツチームの試合会場での啓発イベントの開催(3会場、延べ4回程度)

(4) 献血推進ポスターの募集(対象:中学生・高校生):入選作品を活用したポケットティッシュ及びしおりを作成。

(5) 学生ボランティアによる街頭啓発キャンペーン(7月・12月、各2会場)

4 関係団体との連携強化

(1) 献血推進協議会(県、保健福祉事務所)の運営

(2) 長野県献血推進員の活動依頼(県下40人、報償1,000円×12月/人)

【事業の経過等】

(献血者数及び確保量の推移)

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
確保量(L)	30,564	30,507	30,250	30,363	33,792	35,551	35,179	33,498	34,054
成分献血	25,085	26,999	25,970	26,460	29,087	30,587	29,159	25,567	24,588
400mL 献血	47,197	45,688	46,425	45,429	45,093	47,871	48,126	48,208	50,117
200mL 献血	3,078	740	533	787	836	846	927	760	965

(年代別献血者数の推移)

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
16~19才	2,464	2,229	2,591	2,735	2,789	2,833	2,870	2,545	2,622
20~29才	11,212	10,908	9,986	9,682	9,700	10,069	9,967	9,290	9,254
30~39才	14,621	13,519	12,959	12,413	11,860	12,628	11,859	10,709	10,578
40~49才	23,252	22,544	22,018	21,593	21,980	22,361	20,555	18,843	18,015
50~69才	23,811	24,227	25,374	26,253	28,687	31,413	32,961	33,148	35,201

【特記事項】

献血者数は、全国的にも横ばい傾向にあり、特に、10~30代の献血者数は27年と比較すると84.2%と大きく減少(献血者全体では103%)。50代以上が大きく増加する一方、他の世代では減少、横ばい傾向。

今後、長期的に安定した献血者数を確保するため、引き続き若い世代への啓発を重点的に行っていく。

## 【事業概要(薬事管理課薬事温泉係)】

### ② 医薬品適正使用・環境整備事業

(根拠法令: 医薬品医療機器等法、医薬品医療機器等法施行規則)

【予算額及び内訳】 1億 5,041 万 2 千円 (使用料及び手数料 442 万 1 千円、国庫支出金 国委 272 万円、国補 9,551 万4千円、一般財源 4,775 万7千円)

【予算の主な内容】 登録販売者試験の実施経費、ジェネリック医薬品使用促進事業費、地方薬事審議会運営事業、電子処方箋の普及・活用の促進事業

#### 【目指す姿】

医薬品等の使用者に、その正しい知識やかかりつけ薬局の普及を図ることにより、医薬品等を適正かつ安全に使用し、医薬品等による健康被害を未然に防止することを目指す。

安全な医薬品の流通確保及び適正使用の更なる推進を目指す。

地域包括ケア等への貢献や健康サポート機能の充実に向け、薬局のかかりつけ機能の強化及び「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」「健康サポート薬局」の認定等を進めることにより、セルフメディケーション等の推進を目指す。

#### 【現 状】

医薬品等の使用者に対して研修会・講習会を開催し、医薬品の正しい知識やかかりつけ薬局の必要性等についての知識を普及している。

後発医薬品に対しては、関係団体や消費者など様々な意見や疑問を持っており、その正確な情報が伝わっていない。

令和5年度末現在、薬局は県下に 1,020 か所ある。薬剤師も多数常駐しており、数的にも職能的にも身近な健康情報拠点として活用できる条件は整っているが、この機能を十分に活かしている状況にはない。

#### 【事業主体】

県

#### 【事業内容】

##### 1 医薬品適正使用・環境整備事業

ジェネリック医薬品使用促進連絡会を開催し、後発医薬品使用促進のための情報交換を行い、後発医薬品の使用促進に向けた周知・啓発を行う。

医薬品等の使用者に対する研修会・講習会の開催や出前講座等を通じ、医薬品の正しい知識等の普及を図る。

地域包括ケア等への貢献や健康サポート機能の充実に向け、薬局のかかりつけ機能の強化及び薬剤師確保のための事業を実施する。

##### 2 登録販売者試験の実施

年1回、県内4地区で登録販売者試験を実施する。

(令和5年度実施状況)

期日: 令和5年 8 月 29 日

場所: 佐久市、伊那市、松本市、長野市

##### 3 地方薬事審議会の開催

認定薬局(「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」)の認定に係る調査審議、薬剤師確保施策の検討等のため、年1回開催する。

##### 4 電子処方箋の普及・活用の促進事業

電子処方箋の普及拡大、利活用の促進による質の高い医療サービスの提供、医療機関・薬局の業務効率化等を推進するため、電子処方箋管理サービスの導入費用の一部を助成する。

【事業概要(薬事管理課薬事温泉係)】

③ 薬事調査事業

(根拠法例:健康保険法、統計法)

【予算額及び内訳】 29万9千円(国庫委託金 29万9千円)

【予算の主な内容】 調査にかかる経費

【目指す姿】

統計法、健康保険法等に基づく、流通等に関する厚生労働省の委託調査事務を実施する。

【現 状】

厚生労働省の通知等に基づき委託調査事務を実施している。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 薬事経済調査

(1) 医薬品等価格調査

医薬品の市場における実勢価格を、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」に的確に反映させるため、医薬品等販売業者等を対象に市場価格の変動を調査する。

(2) 特定保険医療材料価格調査

特定保険医療材料の市場における実勢価格を、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」に的確に反映させるため、医療機器販売業者等を対象に市場価格の変動を調査する。

(3) 薬価調査客体精密化調査

医薬品の卸売販売業の許可を受けている事業所のうち、病院、診療所又は保険薬局に対し医療用医薬品を販売している事業所の名称、所在地、電話番号等医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するために必要な情報を調査する。

(4) 特定保健医療材料価格調査客体精密化調査

医療機器販売業者の事業所のうち、病院、診療所又は保険薬局等に対し特定保険医療材料を直接販売している事業所の名称、所在地、電話番号等特定保険医療材料価格調査の調査客体を適確に把握するために必要な情報を調査する。

【事業概要(薬事管理課薬事温泉係)】

④ 温泉指導事業

(根拠法例:温泉法 )

【予算額及び内訳】 142万3千円(使用料及び手数料142万3千円)

【予算の主な内容】 温泉の監視指導、環境審議会温泉審査部会運営経費

【目指す姿】

温泉法に基づく許可事務及び源泉や温泉利用施設の監視指導により、貴重な温泉源を保護し、広く県民の公共的利用の増進を図る。

【現 状】

本県には、源泉及び温泉を利用した宿泊施設及び公衆浴場が多数あり、全国有数の温泉県となっている。

温泉利用状況(令和5年3月31日現在)

	状況	参考(全国順位)
温泉地数	194箇所	2位
源泉総数	959箇所	7位
ゆう出量	104,716リットル/分	8位
温泉利用宿泊施設数	1,002箇所	2位
温泉利用公衆浴場数	767箇所	1位

\* 温泉地とは源泉が1本以上あり、その源泉を利用した宿泊施設が1箇所以上ある場所

【事業主体】

県

【事業内容】

温泉法による許可事務(令和5年度実績)

土地掘さく許可	6件
動力装置許可	3件
ゆう出路増掘許可	1件
温泉利用許可	50件
温泉採取許可	3件

監視指導事務(令和5年度実績)

ゆう出場所	30件
温泉利用施設	463件
土地掘さく工事	5件
ゆう出路増掘	1件
動力装置	3件

温泉部会の開催状況及び審査実績(令和5年度)

分	開催日	審査件数	内 訳		
			許可	不許可	継続
1回	令和5年6月8日	2	2	0	0
2回	令和5年9月13日	4	4	0	0
3回	令和6年2月13日	4	4		
計		10	10	0	0

区分	個人	法人	組合等	県市町村
土地掘削		5		1
動力装置		2		1
ゆう出路増掘		1		
計		8		2

【事業概要(薬事管理課薬事温泉係)】

⑤ 医薬品等監視指導事業

(根拠法令:医薬品医療機器等法、薬剤師法)

【予算額及び内訳】 2,287万2千円(使用料及び手数料 680万7千円、国庫支出金 国委 523万6千円、一般財源 1,082万9千円)

【予算の主な内容】 医薬品等の監視指導経費

【目指す姿】

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等の製造販売業者・製造業者・販売業者の資質向上を図り、薬局・病院・診療所における医薬品等の適正な取扱いを目指す。(薬事監視実施率 36.5%(令和5年度))併せて、国のPIC/S加盟に伴い県として必須となるGMP調査体制の整備を目指す。

医薬品等類似商品(いわゆる健康食品等)に、医薬品成分が含まれていること等による健康被害を未然に防止することを目指す。

【現 状】

医薬品等の製造から販売までの各段階や、薬局・病院・診療所で取扱う者に対し、法令遵守や資質向上のための研修会等を開催し、医薬品の取扱いの適正指導を実施しているが、医薬品医療機器等法違反等はなくなる状況である。

PIC/S加盟に対しては、その基準に適合する調査体制等の整備に努めている。

健康被害を未然に防止するため、医薬品等類似商品(いわゆる健康食品等)を買上げ、表示内容・成分の確認及び指導を行う。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 医薬品等監視指導

(1) 医薬品等監視指導

- ① 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の製造販売業及び製造業の監視指導を行う。
- ② 薬局及び医薬品販売業並びに病院及び診療所の監視指導を行う。
- ③ 医薬品等の品質検査を行う。
- ④ 医薬品類似商品の試買試験を行う。

(2) 研修会の開催等

医薬品、医療機器等製造業者・製造販売業者等の資質向上と生産振興を図るため、講習会・研修会を開催する。

2 精度管理事業

保健福祉事務所等現地機関が行う理化学等検査について、検査精度の向上と信頼性の確保を図るため、外部精度管理の方式で精度管理を実施する。

【事業概要(薬事管理課薬事温泉係)】

⑥ 医薬品取扱事業

(根拠法令: 国有ワクチン供給要領、新型インフルエンザ等対策特別措置法)

【予算額及び内訳】 338万3千円(一般財源:30万6千円、諸収入:271万1千円、使用料及び手数料 36万6千円)

【予算の主な内容】 ワクチン購入費、備蓄用抗インフルエンザウイルス薬購入費

【目指す姿】

国有ワクチン等の特殊なワクチン及び緊急治療用血清類を、円滑に備蓄・供給することにより、疾病の予防及び緊急時の需要に対処する。

【現 状】

国内において、発生はするが、症例数が比較的少なく、需要量が限られている疾病については、治療に必要なワクチン類は市場に流通していない。しかし、万一このような疾病が発生した場合には、迅速にワクチン類を供給し、患者へ接種する必要がある。

平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の発生とまん延に備え、健康被害及び経済への影響を最小限にとどめるため、感染の拡大防止と患者等の治療に必要な抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、有事の際に円滑に供給できる体制を整える必要がある。令和4年7月1日、国において抗インフルエンザウイルス薬の新たな備蓄方針が取りまとめられ、備蓄薬剤、備蓄目標量が変更された。

【事業主体】

県

【事業内容】

(1) 国有ワクチン類の備蓄

保管場所	医薬品名 乾燥まむし ウマ抗毒素	乾燥ガスエソウマ 抗毒素	乾燥ボツリヌスウマ抗毒素	
			(A,B,E,F 型)	(E 型)
佐久保健福祉事務所	○			
上田保健福祉事務所	○	○		
諏訪保健福祉事務所	○			
伊那保健福祉事務所	○			
飯田保健福祉事務所	○	○		
木曾保健福祉事務所	○			
松本保健福祉事務所	○	○	○	
大町保健福祉事務所	○			
長野保健福祉事務所	○			
北信保健福祉事務所	○			
薬事管理課	○	○	○	○

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

令和5年度は、使用期限を迎えたリレンザを廃棄した。

(単位:千人分)

		備蓄目標量 (4.7.1~)	R4 年度末 備蓄量	R5 年度 購入量	R5 年度 廃棄量	R5 年度末 備蓄量
タミフル	カプセル	83.4	78.5	—	—	78.5
	ドライシロップ	48.2	54.6	—	—	54.6
リレンザ		19.5	86.8	—	67.3	19.5
ラピアクタ		7.4	14.6	—	—	14.6
イナビル		104.2	95.5	—	—	95.5
ゾフルーザ		23.5	23.5	—	—	23.5
合計		286.2	353.5	—	△ 67.3	286.2

(3) 国有ワクチン類及び抗インフルエンザウイルス薬の供給

県は、必要な事象が生じた場合、保管する機関に連絡し調達、供給するとともに、供給分の補充を行う。

県が備蓄を行っていないワクチン類については、備蓄を行っている機関に供給を依頼する。



ア 国が備蓄を行っているワクチン(国内9箇所で備蓄)

乾燥ガスエソウマ抗毒素、乾燥ジフテリアウマ抗毒素、乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素(ABEF 型)、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素(E 型)

イ その他

- ・乾燥抗破傷風人免疫グロブリン:医薬品卸売販売業者が県下5か所に保管
- ・ヤマカガシ抗毒素:(財)日本蛇族学術研究所(TEL:0277-78-5193:群馬県)に保管
- ・黄熱ワクチン:東京検疫所(TEL:03-3599-1515:東京都)

【事業概要(薬事管理課薬事温泉係)】

⑦ 災害用医薬品等対策事業

(根拠法令:災害用医薬品等備蓄事業実施要領)

【予算額及び内訳】 88万9千円(一般財源 88万9千円)

【予算の主な内容】 災害用医薬品等備蓄事業に対する補助金

【目指す姿】

台風、地震その他の災害及び緊急の事態に速やかに対応するため、緊急に必要とされる医薬品・衛生材料を県下の主たる場所に常時備蓄する。

【現 状】

大規模災害が発生した場合、負傷者等への応急措置に多くの医薬品等が必要となるとともに、交通の遮断等による医薬品等供給機能の低下により、医薬品等が大幅に不足することが予想される。

【事業主体】

県

【事業内容】

医薬品及び衛生材料の備蓄

備蓄品目(品目数)		医薬品(43品目)	衛生材料(24品目)
備蓄実施主体		長野県医薬品卸協同組合	長野県医療機器販売業協会
備蓄場所	佐久	1か所	1か所(普通地域2倍量)
	上田	1か所	
	諏訪(強化地域)	2か所	1か所(普通地域2倍量)
	伊那(強化地域)	2か所	1か所(普通地域2倍量)
	飯伊(強化地域)	2か所	1か所(普通地域2倍量)
	木曾	1か所	1か所(普通地域3倍量)
	松本	2か所	
	大北		
	長野	2か所	1か所(普通地域2倍量)
	北信		
合計		13か所	6か所

【事業概要(薬事管理課麻薬毒劇物係)】

⑧ 家庭用品安全対策事業

(根拠法例:有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律)

【予算額及び内訳】 48万9千円(使用料及び手数料 40万5千円、諸収入 8万4千円)

【予算の主な内容】 医薬材料費

【目指す姿】

有害物質を含有する家庭用品について、保健衛生上の見地から必要な監視指導を行い、日常生活における健康被害・事故を防止する。

【現 状】

現在市場には多種多様な家庭用品が出回っている。日々新しい製品が市場に出ている中で、家庭用品に含有される化学物質による健康被害等も全国で多数報告されている。各自治体では事故防止の啓発を行うとともに、家庭用品の試買を行い、含有成分等に関する試験を行っているが、その結果、基準値を超える指定有害物質を含有している例も多数報告されている。

【事業主体】

県

【事業内容】

家庭用品に使用される化学物質による健康被害を未然に防止するため、次の事業を実施する。

- (1) 家庭用品製造、輸入、販売業者に対する監視指導
- (2) 家庭用品に含有される化学物質に関する苦情調査及び事故防止啓発
- (3) 指定有害物質を含有する恐れのある家庭用品を買い上げ、含有成分等の試験を実施する。

【事業概要(薬事管理課麻薬毒劇物係)】

- ⑨ 菅平薬草栽培試験地管理事業  
(根拠法令:生薬振興対策基本要綱)

【予算額及び内訳】 311万1千円(一般財源 70万8千円、使用料等 2,403万円)

【予算の主な内容】 菅平薬草栽培試験地の管理、生薬試験研究

【目指す姿】

菅平薬草栽培試験地を環境整備するとともに、生薬の普及啓発による社会貢献を図る。  
また、大学、関係機関等と連携し、希少種優良種の継承栽培及び試験栽培等の基礎研究を実施する。

【現 状】

健康志向を反映して、薬草やハーブへの関心が高まる中、生薬等の基礎研究や普及啓発を総合的に行える場所が県内では、当試験地以外にない。

【事業主体】

県

【事業内容】

菅平薬草栽培試験地管理

外部委託により、試験地の効率的な管理運営を図る。また、薬草の日本薬局方試験、成分試験等を実施するとともに優良種苗の保存を図り、生薬製剤原料となる県内産薬草の品質の維持、向上を図る。

① 試験地管理委託

外部委託により、試験地全般の効率的な管理運営を図る。

② 試験地の整備

笹の伐採、薬草見本園、ハーブ見本園の整備等を行い、菅平薬草栽培試験地の整備、充実を図る。

③ 試験地管理

試験地諸施設の維持管理を行う。

④ 生薬試験研究

菅平薬草栽培試験地産等の薬草について、日本薬局方試験、成分試験等を実施する。

【事業の経過等】

昭和 27 年に地元の方から薬草栽培研究地として活用するべく寄付を受けた。現在の状況は次のとおり。



所在地 上田市真田町長十の原 1278-624  
(標高 約 1,400m)

土地 9.92ha  
(圃場 2.90ha、自然園 1.49ha、防風林・薬用樹林等 5.33ha、薬草見本園 987 平方メートル  
ハーブ見本園 900 平方メートル)

建物 ログハウス研修棟、管理棟 等

【事業概要(薬事管理課麻薬毒劇物係)】

⑩ 毒物劇物の安全確保事業

(根拠法令:毒物及び劇物取締法)

【予算額及び内訳】192万1千円(使用料及び手数料192万1千円)

【予算の主な内容】事故処理剤備蓄事業に対する補助金、毒物劇物取扱者試験の実施に係る経費

【目指す姿】

毒物劇物の違反、事件及び事故を減少させる。

毒物劇物の適正な取扱い、保管がなされ、毒物劇物による事件・事故がない長野県を目指す。

【現 状】

令和5年度における毒物劇物の違反施設数は、毒物劇物営業者は55件、業務上取扱者は49施設あり、適正な取扱い、保管がなされていない。

空気呼吸器を使用しなければならない事故及び応急措置用の事故処理剤(中和剤等)を使用する事故は発生していないが、緊急時に対応できるよう体制を整える必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

① 監視指導

- ・登録・許可等事務電算処理、立入検査
- ・危害防止運動の実施(年2回)
- ・研修会の開催(1会場×1回)

名 称	開 催 回 数	対 象 ・ 時 期
毒物劇物事故対策研修会	1回	毒劇取者等・11月

② 空気呼吸器保守点検

- ・空気呼吸器の保守点検、空気の充填(11か所 17本)
- ・空気ボンベの定期的耐圧試験(1回/3年)

名 称	実 施 場 所
空 気 呼 吸 器 保 守 点 検	保健福祉事務所、環境保全研究所
空 気 ボ ン ベ 耐 圧 試 験	〃

③ 毒物劇物事故処理剤備蓄補助事業

- ・毒物劇物事故処理剤の備蓄(7か所×6品目)

④ 毒物劇物取扱者試験

年1回、県内4地区で毒物劇物取扱者試験を実施する。

(令和5年度実施状況)

- ・期日:令和5年8月9日
- ・場所:佐久市、伊那市、松本市、長野市

## 【事業概要(薬事管理課麻薬毒劇物係)】

### ① 薬物乱用防止対策事業

(根拠法令:麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法、あへん法)

【予算額及び内訳】 341 万円 (国庫委託金 2 万 4 千円、使用料及び手数料 338 万 6 千円)

【予算の主な内容】 薬物乱用防止啓発の委託費、報償費、印刷製本等の需用費等

#### 【目指す姿】

薬物乱用防止対策を推進するため、薬物乱用対策推進協議会を中心として、薬物乱用防止指導員の活動と街頭キャンペーン・研修会等を通じて、薬物乱用防止意識の普及・高揚を図る。また、麻薬取扱施設等の立入検査や講習会等を通し適正使用の徹底を図るとともに、保健福祉事務所等に薬物乱用相談窓口を設置して相談に対応し、乱用防止を図る。

#### 【現 状】

依然として後を絶たない薬物乱用を防止するため、県民各層に対し、薬物乱用がもたらす健康被害と社会に与える重大な弊害を周知し、薬物乱用防止意識の高揚を図り、薬物乱用のない社会環境づくりを推進する必要がある。

#### 【事業主体】

県

#### 【事業内容】

##### 1 薬物乱用防止啓発

薬物乱用防止対策を推進するため、薬物乱用対策推進協議会を中心として、薬物乱用防止指導員の活動と街頭キャンペーン・研修会等を通じて、薬物乱用防止意識の普及・高揚を図る。

また、若い世代への「薬物乱用防止」意識啓発事業(薬物依存経験者の体験談を直接高校生に聞いてもらい、意識の高揚を図る。)を引き続き実施し、若年層に浸透する薬物汚染の防止を図るとともに、薬物乱用防止に係る教育意識啓発事業(大学、専門学校等の教員及び学生・生徒に対する研修会)により、教育機関における一層の薬物乱用防止の啓発・指導の充実に繋げる。

##### 2 監視・指導

麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤等の取扱者に対する立入検査を実施するとともに、適正な取扱いを推進するため講習会を実施する。また、県内に自生する「大麻」、「けし」の撲滅を図る。

##### 3 薬物乱用者等の対策

薬物問題に関する相談窓口を保健福祉事務所(保健所)及び精神保健福祉センターに設置し、薬物依存者やその家族などからの相談に応じ、薬物依存者の社会復帰の支援を図るとともに、薬物乱用の予防啓発を行う。

また、麻薬・大麻・覚醒剤等事犯者の取締りを実施する他、麻薬中毒者の入院治療を実施することにより、薬物乱用の拡大防止を図る。